

水田経営所得安定対策

(収入減少影響緩和対策)

詳しく知りたい方へ！

の概要

都府県の皆様用



Ver.3

このパンフレットは、随時更新します。(平成23年4月現在。)

最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ/担い手と集落営農
(<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/>)を御確認下さい。

はじめに

平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策については、従前の生産条件不利補正対策（旧ゲタ対策）が戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」に移行する一方、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、制度の基本的な枠組みを維持しつつ、存続することとなります。

本パンフレットでは、収入減少影響緩和対策の内容について、詳しくご説明していきます。

～ 目 次 ～

	頁
1. 対策の内容	1
2. 支援対象者	2
(1) 認定農業者になるには	2
(2) こんな集落営農が対象になります	3
3. 経営規模要件	4
4. 具体的な支援の内容	6
(1) 制度の概要	6
(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例	7
(3) 米価変動補てん交付金との調整措置	9
5. 対策の加入手続等	10
(1) スケジュール	10
(2) 加入申請（継続加入の場合）	11
(3) 加入申請（新規加入の場合）	12
○ 問い合わせ先一覧	13

1. 対策の内容

支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備（P4参照）されています。

認定農業者



集落営農組織



〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

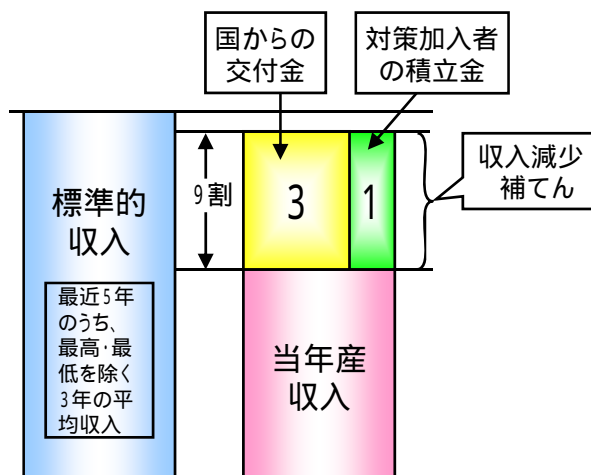
支援の内容

収入減少影響緩和対策

（「ナラシ対策」）

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります（P6～8参照）。
- ・ 平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金との重複を避けるための調整措置が行われます（P9～10参照）。

【対象品目は3品目】 米、麦、大豆



2. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の書き方、経営内容の分析など、市町村、農協、普及センター、担い手協議会等がサポートします！



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

ミニQ&A

「認定農業者に年齢制限はあるの？」

→ 国として一律の年齢制限は設けていません。市町村において年齢制限を設け、画一的な運用を行っている場合には、これを廃止するか、または弾力的な運用を行うよう指導しています。

「現在の経営規模が4ha未満でも認定農業者になれるの？」

→ 現在の経営規模が小さくても、経営規模の拡大、新規作物の導入、農産物加工・販売等により、市町村基本構想で示す目標所得等を目指して農業経営の改善を図ろうとする方であれば、認定の対象となります。

(2) こんな集落営農が対象になります

地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えることが必要**です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2 / 3以上**を集積(農作業を受託)する**目標(5年後)**を定めます。

〔**地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1 / 2以上**の集積で足りませう。〕

「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲(集落など)で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

集落営農組織の口座を設けて、対象品目について**組織名義**で出荷し、その**販売代金**を**組織の口座**で受け取ります。

法人化計画を作成すること

法人となる**計画(5年以内)**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要は**ありません**。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められる**ものではありません**

「主たる従事者を特定できない場合は？」

集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、**目標農業所得額**は市町村**基本構想**に定められた額を**目標**とすることもできます。

3. 経営規模要件

経営規模の要件は原則、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、①物理的特例、②所得特例、③生産調整特例、④市町村特認が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に加入することができます。

① 面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ない**など、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせください。

② 所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。
〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

③ 生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。
〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）
各地域ごとの基準は、農政事務所等にお問い合わせ下さい。

④ 市町村特認の対象になる場合

詳しくは次頁参照

※ 経営規模として算入できる面積

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。

「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。

市町村特認の内容

面積要件や特例に該当しない方でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

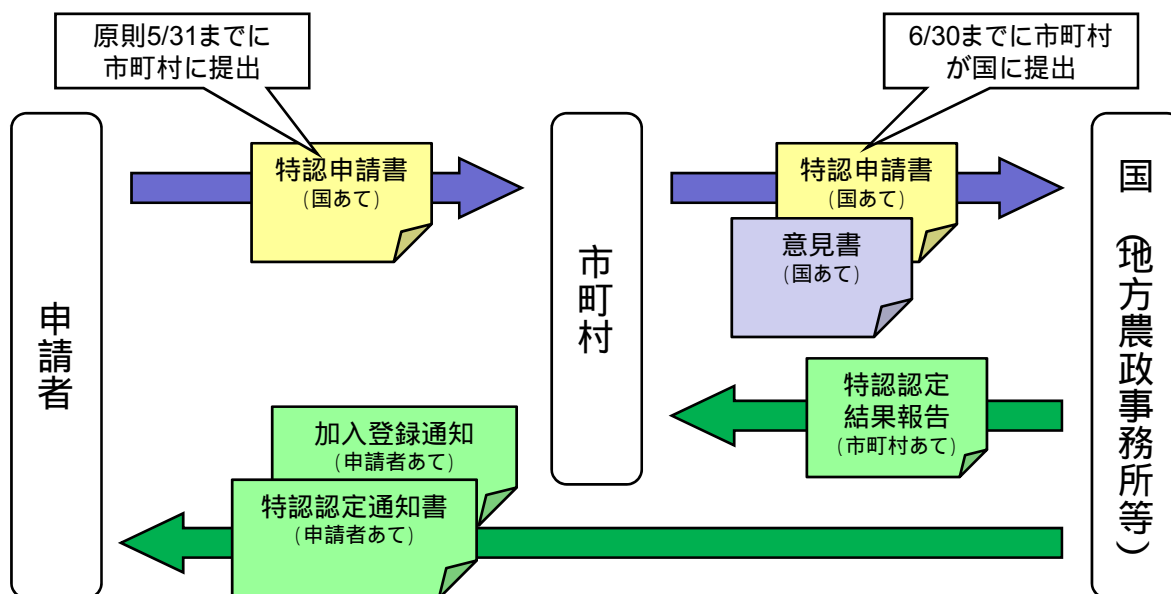
地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織
(※ 集落営農組織は、P 3の5つの要件を満たしている必要があります。)

その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



4. 具体的な支援の内容

(1) 制度の概要

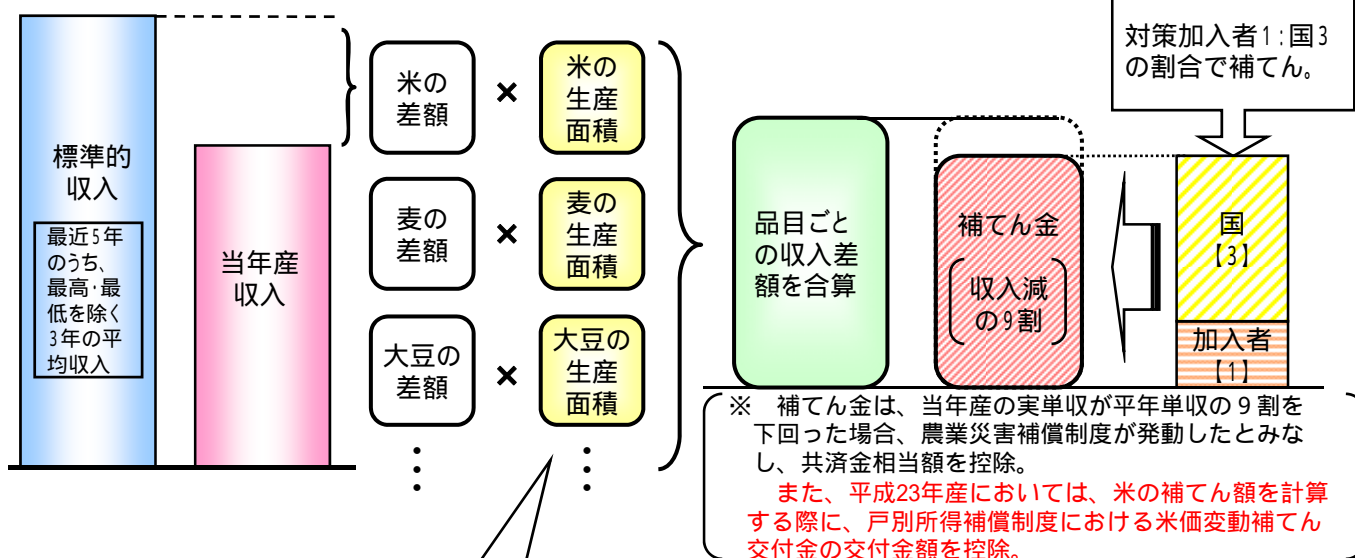
対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その差額の9割を補てんします。

補てんを受けるには、対策加入者も予め一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）する必要があります。

$$\text{補てん金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

米、麦、大豆の3品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。

〔都道府県等ごとに算定〕



$$\text{当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）} \div \text{当年産の実単収（都道府県等ごと）}$$

＜補てん金の対象となる生産実績数量について（米穀）＞

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したものが、消費者等に販売することとしたものが対象です。

なお、米穀以外は、戸別所得補償制度の「数量払い」と同じ範囲です。

(2) 収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）の試算例

A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。

この例では、Bさんは**142千円の拠出**で、**504千円の補てん**が受けられます。（ただし、米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、これよりも少なくなります。）

また、収入減少による補てんが行われなかった積立金（2万円）については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

A町で営農するBさんの場合

米：4ha、小麦：2ha、大豆：2ha

(当年産収穫量)

米：21,000kg、小麦：7,600kg、大豆：3,600kg
(1等) (Aランク・1等) (2等)

【A町のデータ】

標準的収入(5中3)

・米：140千円/10a
・小麦：15千円/10a
・大豆：21千円/10a

当年産収入

・米：126千円/10a
・小麦：13千円/10a
・大豆：23千円/10a

【A町のデータ】

当年産実単収(県)

・米：525kg/10a
・小麦：380kg/10a
・大豆：180kg/10a

<加入時の対策加入者の拠出額>

拠出額 = 品目ごとの「標準的収入 × 生産予定面積」の合計 × 10% × 9割 × 1/4

米 140千円/10a × 4ha = 5,600千円

小麦 15千円/10a × 2ha = 300千円

大豆 21千円/10a × 2ha = 420千円

× 10% × 9割 × 1/4

Bさんの拠出額

拠出額

142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、対策加入者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

<収入減少が起きたときの補てん額>

補てん額 = 品目ごとの「収入増減額 × 生産面積」の合計 × 9割

米	14千円/10a	×	4 ha	=	560千円
小麦	2千円/10a	×	2 ha	=	40千円
大豆	2千円/10a	×	2 ha	=	40千円

米価変動補てん交付金の支払いがある場合は、米の補てん額はこれよりも少なくなります(次ページ参照)。

国からの交付金: 378千円
積立金の返納額: 126千円

合計 560千円 × 9割 Bさんの補てん額

補てん額 504千円

補てんが行われなかった積立金16千円(142千円 - 126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補てん額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

米	…	126千円/10a	-	140千円/10a	=	14千円/10a
小麦	…	13千円/10a	-	15千円/10a	=	2千円/10a
大豆	…	23千円/10a	-	21千円/10a	=	2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

米	…	21,000kg	÷	525kg/10a	=	4 ha
小麦	…	7,600kg	÷	380kg/10a	=	2 ha
大豆	…	3,600kg	÷	180kg/10a	=	2 ha

Bさんの当年産収穫量

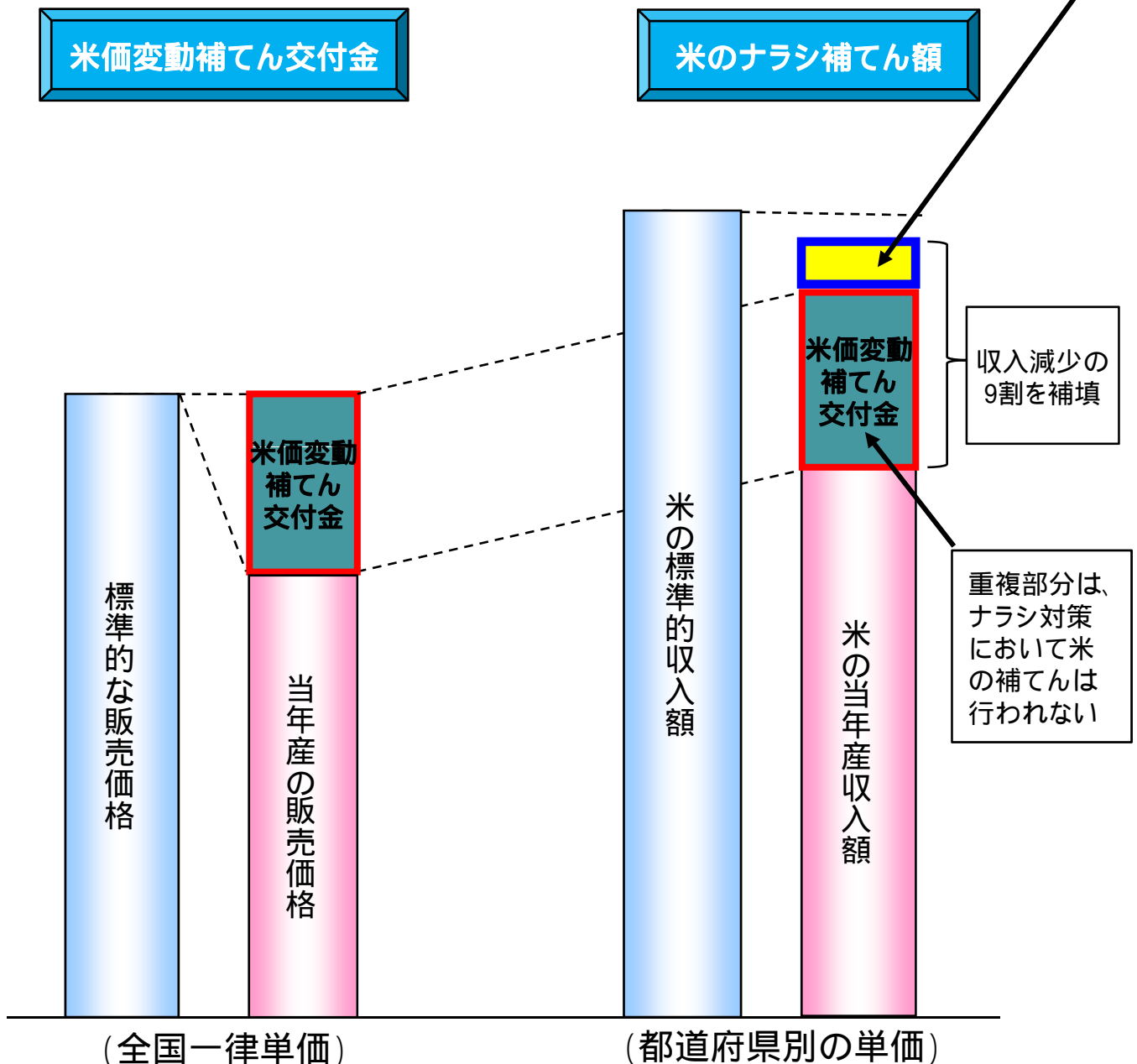
A町の当年産実単収

(3) 米価変動補てん交付金との調整措置

平成23年産米については、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金の支払が行われ、ナラシ対策においても米について補てんが行われる場合には、両制度の補てん内容が重複しないよう、ナラシ対策における米の補てん額を計算する際に、米価変動補てん交付金の交付金額を控除することになります。

【調整措置】

$$\text{平成23年産米のナラシ補てん額} = (\text{米の標準的収入額} - \text{米の当年産収入額}) \times 0.9 - \text{米価変動補てん交付金}$$

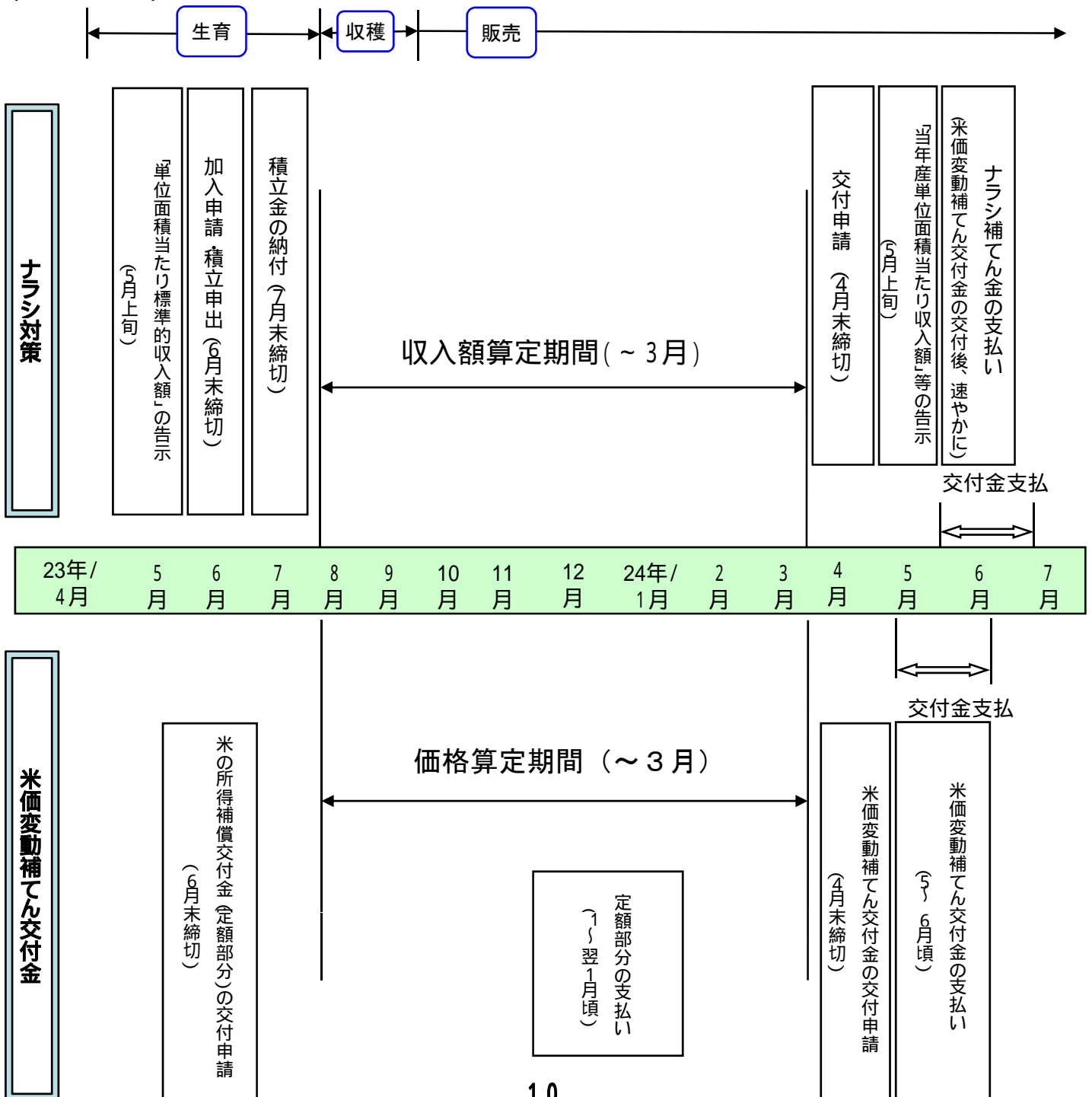


5. 対策の加入手続・スケジュール等

(1) 23年産のスケジュール

戸別所得補償制度の米価変動補てん交付金は、生産年翌年の5月～6月頃に交付。
 ナラシ交付金(収入減少影響緩和対策)については、生産年の5月上旬に「単位面積当たり標準的収入額」を告示し、農業者はこの告示に基づき、7月末までに積立金を積立て。翌年5月上旬に「単位面積当たり当年産収入額」を告示し、両告示の収入差額等に基づき補てん。(米価変動補填交付金が交付された後、速やかに実施。)

米の場合
 (平成23年産)



(2) 加入申請手続き (継続加入の場合)

23年産の加入・積立申出の手続きについては、事務効率化の観点から、**戸別所得補償制度と一体的に行うこととし、前の様式を変更しました。**

具体的には、戸別所得補償の「交付申請書」「営農計画書」に加えて提出される**「加入実績確認書兼積立申出書」**において、「**収入減少影響緩和対策**」について**「加入する」にチェックし、コース選択、申出内容の記入**を行います。

なお、23年産ナラシの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。
新規加入の場合は、次頁を参照。

加入実績確認書 兼積立申出書 (様式6)

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって、畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業者の収入に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第67号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

申出年月日	23年 月 日				
申出者氏名	フリガナ				
	氏名又は法人・団体名				
代表者氏名(法人・団体のみ)	フリガナ				
	氏名				

(経営者記入欄)

交付申請書管理コード

7桁10桁付経営所得安定対策加入申請管理コード

地球環境省管理コード

平成22年産の加入状況

加入状況	田と畑の合計	特示・特認の適用	特示・特認の適用	特示・特認の適用	特示・特認の適用
<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(法人)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(法人)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人)	<input type="checkbox"/> 認定農業者(法人)
<input type="checkbox"/> 特定農業団体	<input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の高産高収農地	<input type="checkbox"/> 農地の面積が少ない場合の特例(秋田県制約に応じた特例)	<input type="checkbox"/> 農地の生産調整義務の遵守を特許している高産高収農地の特例(生産調整義務に関する特例)	<input type="checkbox"/> 基本制度の目標達成率の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例(所得に関する特例)	<input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている
<input type="checkbox"/> 特定農業団体	<input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の高産高収農地	<input type="checkbox"/> 特殊・特認は適用していない。			

※ 平成23年産について、上記について変更はない
 変更ない 変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)

高産高収農地における要件の確認

特定農業団体以外の高産高収農地のみ対象

法人化等計画書に基づき、法人化への取組みを進めている

農用土地利用計画の策定に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行されている 実行されていない

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)

加入する 加入しない

加入する場合は、以下に記入してください

23年産収入減少影響緩和交付金(収入減少補てん)について、積立金の積立てを行う積立コース(対象農産物)ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域区分	生産予定面積	積立金の積立コースを記載してください。 (該当するものには印を記入) なお、今回は期間の経過であり積立金は高額の納付の際に最終的に選択することになります。
			<input type="checkbox"/> 10%の割合に対応した積立金を納付予定
			<input type="checkbox"/> 20%の割合に対応した積立金を納付予定

(注意事項)

1 対象農産物ごと、地域区分(「地域別・特認別」)ごとの生産予定面積を記入してください。

2 収入減少影響緩和交付金の交付に際して、実際の生産額を算出して生産を行った上で、実績について積てんが行われません。

3 戸別所得補償制度における所得算出で交付金が交付される場合は、当該交付金の積てん収入減少影響緩和交付金の積てん額から控除します。

畑作物の所得補償交付金
又はナラシ交付金の受領を
望む者は必ず提出。

対象者要件の確認

氏名・加入実績データ等を
予め印字したものを配布
します。(変更があれば、
二重線を引いた上で訂正
してください。)

該当するものにチェック
する

ナラシ加入申請・積立申出

「収入減少影響緩和
対策」に「加入する」
にチェックする

10%コース・20%コース
を選択

申出内容を記入

(3) 加入申請手続き（新規加入の場合）

新規加入の場合、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

農業経営改善計画認定書（写）

共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

集落営農組織の場合

戸別所得補償制度の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

法人化等計画書

定款又は規約（写）

特定農用地利用規程認定書（写）等（特定農業団体の場合）

共済細目書（写）、農地基本台帳（写）など規模要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、2年目以降提出を省略できます。

詳しくは、農政事務所などにお問い合わせください。

ミニQ&A

「新規加入の場合、書類はどこに提出するのですか？」

→ 農政事務所に提出して下さい。新規加入の場合は、添付書類を確認する必要がありますので、農政事務所への提出をお願いします。

「申請手続きを農協等に委託することはできますか？」

→ 委託できます。農協と受委託契約を締結することにより、申請手続きを農協等を通じて行うことができます。詳しくは、最寄りの農協等にお問い合わせください。

「翌年度の交付申請時に必要な書類は何ですか？」

→ ナラシの交付申請を行う場合には、以下の書類の提出が必要です（米の場合）。
交付申請書
生産数量目標を確認できる書類
品位等検査結果を確認できる書類
出荷伝票、販売契約書、販売委託契約書など、販売数量を確認できる書類

問い合わせ先一覧

「水田・畑作経営所得安定対策」（ナラシ対策）に関するお問い合わせは、以下の窓口で受け付けています。お気軽にご連絡ください。

都道府県名	相談窓口	電話番号	F A X 番号
青森県	青森農政事務所農政推進課	017-777-3512	017-775-2190
岩手県	岩手農政事務所農政推進課	019-624-1129	019-654-2940
宮城県	東北農政局担い手育成課	022-221-6241	022-217-4180
秋田県	秋田農政事務所農政推進課	018-862-5720	018-862-5168
山形県	山形農政事務所農政推進課	023-622-7247	023-622-7256
福島県	福島農政事務所農政推進課	024-534-4145	024-534-5253
茨城県	茨城農政事務所計画課	029-221-5501	029-223-9550
栃木県	栃木農政事務所農政推進課	028-633-3314	028-633-3401
群馬県	群馬農政事務所農政推進課	027-221-1417	027-221-1827
埼玉県	関東農政局担い手育成課	048-740-0113	048-601-0533
千葉県	千葉農政事務所農政推進課	043-224-5617	043-227-7270
東京都	東京農政事務所農政推進課	03-3214-7321	03-3214-7332
神奈川県	神奈川農政事務所農政推進課	045-211-7175	045-212-9031
山梨県	山梨農政事務所農政推進課	055-226-6615	055-237-4452
長野県	長野農政事務所農政推進課	026-233-2990	026-233-1588
静岡県	静岡農政事務所農政推進課	054-246-6121	054-246-3337
新潟県	新潟農政事務所農政推進課	025-228-5281	025-223-2274
富山県	富山農政事務所農政推進課	076-441-9307	076-441-9326
石川県	北陸農政局担い手育成課	076-232-4343	076-232-5824
福井県	福井農政事務所農政推進課	0776-36-1790	0776-36-2314
岐阜県	岐阜農政事務所農政推進課	058-271-4044	058-274-0656
愛知県	東海農政局担い手育成課	052-201-7271	052-201-1703
三重県	三重農政事務所農政推進課	059-228-3151	059-225-9694
滋賀県	滋賀農政事務所農政推進課	077-522-4273	077-523-1824
京都府	近畿農政局担い手育成課	075-414-9101	075-414-9030
大阪府	大阪農政事務所農政推進課	06-6943-9691	06-6944-1208
兵庫県	兵庫農政事務所農政推進課	078-331-9951	078-331-2550
奈良県	奈良農政事務所農政推進課	0742-36-3840	0742-36-2985
和歌山県	和歌山農政事務所農政推進課	073-436-3832	073-436-0914
鳥取県	鳥取農政事務所農政推進課	0857-22-3131	0857-27-9672
島根県	島根農政事務所農政推進課	0852-24-7311	0852-27-8858
岡山県	中国四国農政局担い手育成課	086-224-9414	086-232-7225
広島県	広島農政事務所農政推進課	082-228-9483	082-228-5817
山口県	山口農政事務所農政推進課	083-922-5405	083-928-0736
徳島県	徳島農政事務所農政推進課	088-622-6132	088-626-2091
香川県	香川農政事務所農政推進課	087-831-8151	087-833-7291
愛媛県	愛媛農政事務所農政推進課	089-932-1189	089-932-1872
高知県	高知農政事務所農政推進課	088-872-0514	088-872-7531
福岡県	福岡農政事務所農政推進課	092-282-9966	092-281-3202
佐賀県	佐賀農政事務所農政推進課	0952-23-3136	0952-23-3143
長崎県	長崎農政事務所農政推進課	095-845-7132	095-845-7183
熊本県	九州農政局担い手育成課	096-211-9607	096-211-9797
大分県	大分農政事務所農政推進課	097-532-6148	097-532-6135
宮崎県	宮崎農政事務所農政推進課	0985-22-3184	0985-27-2035
鹿児島県	鹿児島農政事務所農政推進課	099-226-8590	099-226-4791
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時15分から13時を除く）